

米軍MV22オスプレイの緊急着陸事故に関する意見書

去る9月29日午後5時ごろ、米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイがふぐあいを起こして新石垣空港に緊急着陸する事故が発生した。また、その直後にもう1機が緊急着陸したことにより、同空港は一時閉鎖され、多くの空港利用者に影響を及ぼすとともに、島民はもとより全県民にオスプレイに対するさらなる不安と恐怖を与えた。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の犠牲者を出していることから、本県議会を初め、県内41市町村議会の全てにおいて抗議決議が行われるなど、県民の強い反発があったにもかかわらず配備が強行されたものであるが、昨年12月13日、名護市沿岸での墜落事故と普天間飛行場での胴体着陸事故が連続して発生したほか、ことし8月3日には、オーストラリア東部の沖合で米艦船に着艦しようとした際に海面に墜落し、乗員3名が死亡する事故が起こっている。

また、ことしに入り、伊江島補助飛行場、奄美空港、大分空港に緊急着陸するトラブルを起こすなど、短期間に事故等が多発する異常事態となっており、県民のオスプレイに対する懸念がより一層強まると同時に、米軍の安全管理のあり方に大きな疑念を抱かざるを得ない状況となっている。

オスプレイの事故等については、これまでも本県議会を初め地元自治体等が関係要路に厳重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、事故等が頻発する現状はまことに遺憾であり、日米両政府においては、オスプレイに関する事故等が相次いでいる実態を真摯に受けとめ、米軍の安全管理体制について徹底的に見直し、県民の不安の払拭と安全確保に万全を期すべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の緊急着陸事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 トラブル続きのオスプレイの飛行を即刻中止し、配備を撤回すること。
- 2 普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること。
- 3 在沖米海兵隊の撤退を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月16日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て